平成３０年度の被扶養者資格現況調査を実施いたします

当健康保険組合の被扶養者として認定されている方について、「被扶養者資格現況調査」を実施いたします。現在の被扶養者の方の状態が被扶養認定資格を満たしているかどうかの調査となります。この調査は、健康保険法及び厚生労働省の指導に基づき行われるものです。

**調査方法について**

平成３０年１２月下旬に事業所を経由して被保険者の方へ、１９歳以上（平成　１２年４月１日以前生れ）の被扶養者を対象にした「健康保険被扶養者調査票」を配付いたします。調査票に記載されている氏名・生年月日・住所などをご確認いただき、年間収入額や職業などの必要事項を記入のうえ、直近の収入確認書類が必要な方は添えて、調査票の右上に表示された提出期限までに、事業所の健康保険事務担当者にご提出ください。

**調査票の添付書類などの例**

１．無職・無収入である方は、特に添付書類は必要ありません。

２．収入がある方は、以下のような添付書類が必要となります。

（１）給与収入などがある方は、平成３０年分源泉徴収票の写し、直近の給与明細書の写し（３カ月分）、就労先事業所の年間収入額の証明書のいずれかひとつ。

（２）年金収入のある方は、平成３０年分公的年金等の源泉徴収票の写し、直近の年金支払通知書の写しのいずれかひとつ。

（３）自営業者の方は、平成２９年分確定申告書の写し（収支内訳書を含む）、青色申告決算書の写し（内訳書を含む）などの収入内容が分かるもの。

（４）雇用保険受給者の方は、雇用保険受給資格者証の両面の写し。

３．別居で扶養している家族がいる方は、仕送りしていることが証明できる直近６カ月分の書類（振込受領書、現金書留の控え写し、振込内容が確認できる預金通帳写しのいずれかひとつ）が必要となります。手渡しによる仕送り申立書は、証明書類としては取扱いできませんので、ご注意ください。なお、「単身赴任」と「学生の就学目的」の別居は、同居扱いといたしますので、仕送りの証明書は不要です。その場合は、調査票の住所欄内の該当事項に○印を記載してください。

４．添付書類の具体的事例

　　例１　パートに出ている配偶者の方

　　　　　必要な添付書類…平成３０年分源泉徴収票の写し、直近の給与明細書の写し３カ月分（賞与支給がある場合、賞与明細書の写しも必要）、就労先事業所の年間収入額の証明書のいずれかひとつ。

例２　無職の配偶者であるが、不動産所得がある方

　　　　　必要な添付書類…平成２９年分確定申告書の写し（収支内訳書を含む）、青色申告決算書の写し（内訳書を含む）など収入内容が分かるもの。

　　例３　年金による収入がある方（障害年金・遺族年金も含む）

　　　　　必要な添付書類…平成３０年分公的年金等の源泉徴収票の写し、直近の年金支払通知書の写しのいずれかひとつ。なお、年金以外に収入のある方はその内容が分かるものが必要です。

例４　平成３０年中に扶養認定され、その後に雇用保険の失業給付金を受給した方

　　　　　必要な添付書類…雇用保険受給資格者証の両面の写し。

　　　　　（支給された基本手当日額が扶養認定基準額内であるか確認します）

　　例５　アルバイトをしている子（学生を含む）等で、収入がある方

　　　　　必要な添付書類…平成３０年分源泉徴収票の写し、直近の給与明細書の写し３カ月分（賞与支給がある場合、賞与明細書の写しも必要）、就労先事業所の年間収入額の証明書のいずれかひとつ。

　　例６　総収入額が１３０万円以上ある６０歳未満の方

必要な添付書類…上記の収入額が分かる書類と被扶養者異動減少届。

例７　総収入額が１８０万円以上ある６０歳以上の方

必要な添付書類…上記の収入額が分かる書類と被扶養者異動減少届。

ご不明な点については、当健康保険組合に問い合わせください。

　　　　　　　　問合せ先　TEL 025-275-5501